

加入者の皆様へ

東京都家具健康保険組合からのお願い

柔道整復師(整骨院・接骨院)の 受診照会にご協力ください!!

施術料点検を強化します！

整骨院や接骨院での治療(施術)は、すべてに保険証が使えるわけではありません。健康保険が使えるのは、捻挫や打撲など急性の外傷によるものに限られています。

そこで当組合では、皆さまに納めていただいた大切な保険料を適切に使うため、柔道整復師からの請求書の点検を行ってまいりましたが、このたび、さらなる医療費適正化対策として、外部の専門業者と提携し、柔道整復師の施術内容の点検を強化することとしました。

つきましては、提携業者(株式会社大正オーディット)より皆さまのもとへ書面や電話で、柔道整復師の施術内容などについて照会、確認等させていただく場合がありますので、恐れ入りますが照会があった場合は、速やかにご協力賜りますようお願いいたします。

なお、この照会によって皆さまに施術料等の請求をすることは一切ありません。

委託提携業者：株式会社 大正オーディット

株式会社大正オーディットは健康保険関係の個人情報保護を踏まえた療養費の点検業務を行う専門業者です。

この施術内容照会により知り得た個人情報の取り扱いに関しては、療養費支給申請書の内容審査に限定し、他の目的には一切使用しないよう契約書を締結しております。

領収書を保管しましょう

請求書の事務処理の関係で、照会の時期は、施術から2~3ヵ月後となります。

柔整関係の請求書には、よく誤りのあるケースが見られます。整骨院や接骨院にかかったときは、負傷した部位、施術の内容、施術の年月日などを詳細にメモしておきましょう。また領収書も必ず保管しておいてください。